

令和 7年 4月 1日

1 部活動の目的

本校の部活動は、スポーツや文化活動に興味と関心をもつ生徒の自主的、自発的な参加により、部顧問の指導のもとに、本校教育活動の一環として行われています。

体力や技能の向上を図るとともに、同じ目的を持った仲間と学級や年次を超えて活動することで、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場として豊かな人間形成を目指すことを目的とする。

2 運営について

- (1) 年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、生徒が見通しをもって活動できるようにする。また、家庭（保護者）との連絡に万全を期すること。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日、祝日のうち少なくとも1日を月2日以上休養日とすることを基本とする。
- (2) 各部活動毎にオフシーズンを設定し、まとまった休養日を設定する。
- (3) 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養を十分確保する。
- (4) 原則週1日以上休養日を確保しながら、対外試合等で困難な場合や競技種目の特性及び生徒の競技に対する意識等を考慮し、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間、学校閉庁日等）を含め、部ごとに年間で104日程度の休養日を設定する。
- (5) 1日の活動時間は、平日では2時間以内、学校の休業日は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (6) 学校の休業日に練習試合等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (3) 活動に立ち会えない場合は、生徒の成長段階に応じた活動内容となるよう、安全に配慮した活動内容について、生徒と共有を図る。

5 その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。